

社会福祉科（昼間4年制）

養成目的

福祉社会を取り巻く状況が変化する中で、今後の福祉サービスは、多岐にわたる利用者ニーズに対応する幅広い支援と、より身近に相談できる相談援助体制の確立が重要です。そこで本学科では『人権尊重』『自立支援』『ケアマネジメント』『権利擁護』に重きを置いた専門職の援助観を育み、それを基盤とした社会福祉の専門知識と援助技術を身につけます。そして、学校・医療・保健従事者、及び司法従事者との連携を可能とする、高度な援助能力を有する社会福祉士養成を目標とします。

教育目的（ミッション）

福祉分野の対象が多岐にわたるため、それぞれの特性や状況に応じた援助の視点、柔軟な考え方を身につけるためにも人間力を養います。また、高齢、障害、児童という特化・普及した分野に留まらず、司法福祉、教育分野等幅広い福祉の分野で活躍できる実践力を養います。4年制で得た専門知識を生涯教育として研究心を向上させます。

【地域福祉専攻】

個々の状況を反映させた質の高いケアマネジメント力を修得し、児童・高齢者や障害者の生活全般から、家族・地域を含めた総合的な支援、社会資源の調整や開発等、総合的な展開ができる社会福祉従事者を目指します。

【精神保健専攻】

社会福祉士と精神保健福祉士の固有の専門知識と技術を修得し、医療・保健・福祉の知識を深め利用者個人の相談援助から社会参加に至るまで対象の生活支援を図る上での幅広い援助の展開ができる社会福祉従事者を目指します。

取得目標資格（専攻により取得資格が異なる）

- 1 社会福祉士受験資格
- 2 精神保健福祉士受験資格
- 3 ニュース時事能力検定
- 4 福祉英語検定
- 5 介護職員初任者研修
- 6 福祉用具専門相談員

就職分野（厚生労働省令で定める社会福祉施設等）

- 1 【児童福祉】 児童養護施設、児童発達支援センター、放課後等デイサービス事業所、乳児院 等
- 2 【高齢者福祉】 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター、通所介護施設 等
- 3 【障害者福祉】 相談支援事業所、就労支援施設、グループホーム、障害福祉サービス事業所 等
- 4 【医療福祉】 一般病院、専門病院、精神科病院、精神科診療所、精神保健福祉センター 等
- 5 【その他】 社会福祉協議会、救護施設、更生施設、福祉事務所、母子・父子福祉センター、公共職業安定所、保健所、教育機関、婦人相談所、刑事施設、更生保護施設 等

職 種

社会福祉士、精神保健福祉士